

# 国際先端科学技術研究機構(IROAST)国際共同研究員 募集要項

H30.10.10 一部改訂

R1.9.18 一部改訂

## 1. 制度の目的

自然科学分野の優れた若手研究者を海外の研究機関等に派遣し、国際共同研究を推進することにより、国際的な研究力の向上及び国際的に活躍できる研究者の育成を目的とする。

## 2. 対象者

大学院先端科学研究所、パルスパワー科学研究所、先進マグネシウム国際研究センター及びくまもと水循環・減災研究教育センター(以下「対象部局」という。)の若手研究者(助教、講師及び准教授)で、研究分野が以下のいずれかに該当する者。

### (1) 先進ナノ物質科学領域

酸化グラフェンナノシート、水素製造触媒、超高压・超重力など極限環境下での未踏新物質開発などを含む幅広い分野

### (2) グリーンエネルギー領域

地熱資源、水資源など再生可能エネルギー資源の開発とその応用、バイオマス応用を含む幅広い分野

### (3) 気水圏環境科学領域

気水圏環境を対象とする環境評価と気候変動の解明、地下水や浅海域の保護などを含む幅広い分野

### (4) 先進グリーンバイオ領域

医学、薬学及び農学との融合研究、例えばドラッグデリバリーシステムの開発や環境に優しい農薬開発、X線 CT や IT による医用診断などを含む幅広い分野

### (5) (1)～(4)のほか次期重点研究領域としての形成が見込まれる領域

例えば、機械学習(AI)、ビッグデータなど

## 3. 期間

(1) 3年間(必要に応じて4年間)

(2) (1)に関わらず、研究機構の運営の関係上、発令日から令和4年(2022年)3月31日(研究機構の第1フェーズ期間)までとする。

## 4. 海外研究機関での国際共同研究の実施期間

国際共同研究員は、研究機構所属期間中、原則として、これまでの海外渡航期間を基準に、下表 a～cのとおり、海外研究機関での国際共同研究に従事すること。

	これまでの渡航期間	国際共同研究員としての渡航期間
a	海外渡航経験なし	通算1年間の渡航経験を求める。
b	海外渡航経験通算1年未満	過去の渡航期間を含め通算1年間の渡航経験を求める。過去及び国際共同研究員としての渡航期間が通算1年間を超える場合は、本人及び所属部局の意向に従い、最長1年間の渡航を認める。
c	海外渡航経験通算1年以上	本人及び所属部局の意向に従い、最長1年間の渡航を認める。

## **5. 支援経費**

- (1) 渡航旅費及び滞在費については、研究機構の定める範囲において、研究機構予算で支弁する。
- (2) 海外研究機関派遣中の担当講義については、原則として、対象部局の学科、専攻、コース・教育プログラム内での対応を基本とするが、必要と認められる場合は研究機構より対象部局へ非常勤講師経費を支援する。

この場合、非常勤講師の選任等の事務手続きについては、対象部局で行うものとする。

## **6. 募集人員**

毎年度、若干人

## **7. 応募方法**

応募者は、次の 2 点を作成し、所属教育組織の長(学科長、専攻長、コース長・教育プログラム長のうち、いずれか 1 人)及び所属研究組織の長(対象部局長)の承認のうえ、学内便で国際先端科学技術研究機構担当宛て送付すること。

- 国際先端科学技術研究機構(IROAST)国際共同研究員応募申請書(様式 1)
- 海外研究機関等の受入研究者からの受入可能通知書  
(電子メール、あるいは電子メール添付文書等)

## **8. 選抜及び結果の通知**

選抜は研究機構運営委員会で行い、その結果を応募者及び対象部局長宛てに通知する。

## **9. 研究成果の公表と報告**

- (1) 年間 3 件以上の国際共著論文を著名な国際学術論文誌に投稿すること。
- (2) 研究成果等は、原則として Web 等で公開すること。
- (3) 毎年度末までに、活動報告書(様式 2)(英文)を提出すること。

## **10. その他**

- (1) 研究機構所属期間終了後も引き続き国際共同研究を継続すること。
- (2) 対象部局においては、国際共同研究員が円滑に海外渡航するため、学内委員会等の管理運営業務を極力軽減するなど、可能な限り、当該研究員の研究環境に配慮すること。